

TOPICS
2

トピックス…②

EUの酪農危機とその対応

生乳のクォータ制度（生産調整）が廃止された2015年4月以降、ヨーロッパ連合（EU）の生乳生産量は大きく増加している。しかし、乳牛飼養頭数を増加し、生産基盤を拡大した国がある一方、低迷する乳価の下で生産基盤の縮小を余儀なくされた国もある。その背景には、国際市場で長期化する乳製品需要の低迷がある。そこでEUでは2016年3月14日、加盟各国が乳価の低迷による酪農危機から脱却するため、生乳生産者を支援する追加措置を発表した。

1. 酪農危機の概要

EUの搾乳牛飼養頭数は、2014年12月の23,559千頭から2015年12月の23,622千頭に0.3%増加した。国別にみると、アイルランドが前年比9.9%増、オランダが同6.6%増、英国が同3.0%増であったのに対して、ポーランドは同5.1%減、フランスは同1.1%減であった。その結果、EU加盟各国の搾乳牛占有率は、飼養頭数が上位に位置するドイツとフランスで微減し、中位のオランダとアイルランドで増加している（表参照）。

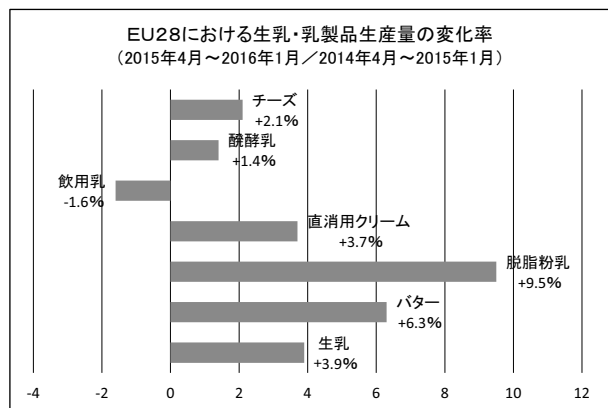
EU 28の主要国における搾乳牛飼養頭数の変化

単位：千頭、%

	2014年		2015年		前年対比
	飼養頭数	占有率	飼養頭数	占有率	
フランス	3,699	15.7	3,660	15.5	-1.1
ドイツ	4,296	18.2	4,285	18.1	-0.3
英国	1,883	8.0	1,939	8.2	3.0
アイルランド	1,128	4.8	1,240	5.2	9.9
スペイン	845	3.6	844	3.6	-0.1
イタリア	2,069	8.8	2,057	8.7	-0.6
ポーランド	2,248	9.5	2,134	9.0	-5.1
オランダ	1,610	6.8	1,717	7.3	6.6
その他	5,781	24.5	5,746	24.3	-0.6
EU 28 計	23,559	100.0	23,622	100.0	0.3

資料：欧州委員会

また、図に示したとおり2015年4月から2016年1月におけるEUの生乳生産量は128,955千トンで、前年同期比で3.9%増加した。とくに、クォータ制度の廃止以降、搾乳牛飼養頭数が大きく増加したアイルランドが16.3%増、オランダが10.5%増であった。



資料：EUROSTAT

同期間における脱脂粉乳の生産量は前年同期比で9.5%増、バターは6.3%増であった。これにともない脱脂粉乳の在庫量は2015年6月以降増加を続け、卸売価格は同年10月以降低下し続けている。また、バターの在庫量は2015年2月以降増加し、同年9月に減少傾向に転じたが、2016年1月に再び増加し始めている。この背景には、ロシアの農産物禁輸措置や中国の需要減少にともなう、乳製品需給の大幅な緩和があると言われている。

このような状況の下、2015年7月に6年ぶりに実施された公的買入では、脱脂粉乳の買入申請が相次ぎ、2016年3月29日時点で10万3,749トンと、年初からの3ヶ月弱で買入上限数量（10万9,000トン）の95.2%に達した。バターの卸売価格も、脱脂粉乳同様に低迷しているが、今のところ公的買入価格を上回っている。

2. 追加された酪農支援策

今回の追加措置は、昨年9月の総額5億ユーロにのぼる緊急支援措置を補完するものであり、生乳生産者を支援するため、EU加盟各国が自国の情勢に合わせて実施することが期待されている。

1) 自発的生乳供給計画の策定

生乳生産者団体や酪農協同組合、またはその広域団体が、期間限定の生乳生産・供給計画を策定できることとする。これは、農産物市場で需給が著しい不均衡になった場合、緊急時の特例として共通市場規則（CMO）に規定されている措置（222条項）であり、現行の2013CAP（共通農業政策）にも盛り込まれている。酪農の現状は、この条項の規定に当てはまる危機的状況と判断されている。

2) 加盟国による生産者支援の一時的増額

加盟国が独自に支給できる補助金の上限を、生産者1人当たり年間15,000ユーロに暫定的に引き上げる。

3) 脱脂粉乳とバターの公的買入上限数量の倍増

公的買入の上限数量を、脱脂粉乳で10万9,000トンから21万8,000トンに、バターで5万トンから10万トンに、それぞれ2倍に引き上げる。EUの公的買入は、各加盟国での卸売価格が公的買入価格（脱脂粉乳：100kg当たり169.80ユーロ、バター：同221.75ユーロ）を下回った場合、製造業者や取扱業者の申請に基づき、当該国の機関が公的買入価格で買い入れることになっているが、EU全体で上限数量が定められている。